

平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定に係る
解体工事の取扱いについて（お知らせ）

平成29年12月5日
広島県

解体工事業に係る建設業法の許可の経過措置が平成31年5月31日で終了することに伴い、平成31・32年度の建設工事等の入札参加資格認定において、「解体工事」を希望する場合は、「解体工事業の許可」を受けた上で、「解体工事の経営事項審査」を次回の入札参加資格申請の日（平成30年秋頃を予定）までに受けている必要があります。

○解体工事を希望する場合

	現行 【平成29・30年度名簿】	次回 【平成31・32年度名簿】
有効期間	平成29年6月1日～ 平成31年5月31日（予定）	平成31年6月1日～ 平成33年5月31日（予定）
必要な入札参加資格 （発注業種）	解体工事	解体工事
資格認定に必要な 建設業許可	解体工事業 とび・土工工事業 （経過措置適用）	解体工事業
格付けに適用する 客観数値	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート・解体 （経過措置）」欄の総合評定値	経営事項審査結果通知書の 「解体」欄の総合評定値
完成工事高の評価	経営事項審査結果通知書の 「とび・土工・コンクリート・解体 （経過措置）」欄に記載される 金額	経営事項審査結果通知書の 「解体」欄に記載される金額 ※完成工事高がない場合は 申請不可

※入札参加資格当初申請受付終了後に、解体工事業の許可及び経営事項審査の結果通知を受け、入札参加資格の業種「解体工事」を希望する場合は、平成31・32年度の追加申請で対応

問合せ先：土木建築局建設産業課
電話 082-513-3821（ダイヤル）